

## 令和3年度医学部定員の臨時増員について

## 1. 経緯

- 本県では、県内の医師確保を目的に、山梨大学、北里大学、東京医科大学と連携して医学部定員の臨時増員を行い、県内への一定期間の就業を要件とした地域枠としている。 ※ 増員分は地域枠としなければいけない。

大学名	臨時増員数		臨時増員期間			
			当初		継続	再継続(*)
山梨大学	20名	10名	H20~H29	新医師確保総合対策	H30~H31	R2
		5名	H21~H29	緊急医師確保対策		
		5名	H22~H31	経済財政改革の基本方針2009		R2
北里大学	2名		H22~H31	経済財政改革の基本方針2009		R2
東京医科大学	2名		H23~H31	新成長戦略		R2

\* 「経済財政運営と改革の基本方針2018」による

- 厚生労働省及び文部科学省（国）では、令和3年度における医学部定員の臨時増員について、継続して増員を希望する大学から申請を受け付け、増員の可否について検討を進めているところである。  
※ 本県に関係する3大学とも増員の申請を行っている。
- 医学部定員の臨時増員は、地域の医師確保を目的に臨時的に認められていることから、増員を希望する場合は、各都道府県の地域医療対策協議会において、増員の継続について了承が得られていることを国は求めている。

## 2. 本県の状況

県内の医療施設に従事する医師数は増加傾向にあるが、人口10万人対で239.2人と全国平均の246.7人に及ばない状況にある。

また、医療圏別で見ると、大病院が集中する中北医療圏以外は全国平均を大きく下回り、医師の地域偏在が生じている。

この地域偏在を是正するためには、地域枠として医師を確保し、キャリア形成プログラムの運用の中で派遣調整を行い、医師不足地域の医師を増やして行く必要がある。



## 3. 本県の対応（案）

令和3年度における山梨大学（20名）、北里大学（2名）、東京医科大学（2名）の臨時増員の継続について、地域医療対策協議会として了承し、その旨を国に報告することとしたい。